



鳥取県公報

平成 19 年 2 月 27 日 (火)
第 7 8 6 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (162) (税務課) 2
	救急診療所の申出の撤回 (163) (医務薬事課) 2
	土地区画整理事業の事業計画の変更 (164) (景観まちづくり課) 2
	米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の補欠選挙の期日 (165) (〃) 3
	家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域等の 指定の解除 (166) (畜産課) 3
	保安林の指定の解除予定 (167) (森林保全課) 3
	保安林の指定施業要件の変更予定 (5 件) (168~172) (〃) 3
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (5 件) (森林保全課) 7
	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (治山砂防課) 15
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (行政経営推進課) 16
	落札者の決定 (〃) 18
	落札者の決定 (教育委員会教育環境課) 19

告 示

鳥取県告示第 162 号

鳥取県税条例（平成 13 年鳥取県条例第 10 号）第 193 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成 19 年 2 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日
有限会社坂本石油店 代表取締役 坂本 君美	鳥取市河原町曳田 255-2	平成 19 年 1 月 31 日

鳥取県告示第 163 号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、次の救急診療所の申出が撤回されたので告示する。

平成 19 年 2 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	撤回年月日
キマチ・リハビリテーション 医院	西伯郡大山町富長 755-5	平成 19 年 1 月 29 日

鳥取県告示第 164 号

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 55 条第 13 項において準用する同条第 9 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 2 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 土地区画整理事業の名称
米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業
- 施行者の名称
鳥取県
- 施行地区
米子市茶町の全部並びに明治町、万能町、末広町、塩町、東町、日野町、加茂町一丁目、加茂町二丁目、久米町及び弥生町の各一部
- 事業施行期間
変更前 昭和 45 年 7 月 7 日から平成 19 年 3 月 31 日まで
変更後 昭和 45 年 7 月 7 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目 220 鳥取県生活環境部景観まちづくり課

6 事業計画の決定の年月日

昭和 45 年 7 月 2 日

7 事業計画の変更年月日

平成 19 年 2 月 27 日

鳥取県告示第 165 号

土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 19 条の規定に基づき、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の補欠の選挙の期日を平成 19 年 6 月 3 日と定めたので、同条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第 166 号

家畜伝染病のまん延の防止に関する規則（平成 15 年鳥取県規則第 77 号）第 3 条第 1 項の規定による移入の禁止に係る県外の区域等の指定を次のとおり解除し、平成 19 年 2 月 21 日から適用するので、同規則第 6 条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定を解除する県外の区域及び家畜等

平成 19 年鳥取県告示第 85 号（家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等の指定について）で指定した県外の区域及び家畜等

鳥取県告示第 167 号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町妻鹿野字財尾山 2106 の 2、2106 の 4、2107 の 2、2107 の 3

2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

3 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第 168 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）

第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字尾見字瀧ノ奥579、字中谷594（次の図に示す部分に限る。）、大字中原字駒野902、字野久段905（次の図に示す部分に限る。）、906、906の1、字喜当次909、大字大呂字滝ヶ谷1061

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字尾見字大馬場瀬上ミ平691の1、692、字大馬場瀬下モ平726

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 169 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字三本杉字山川谷東平ラ1752の5、1752の55、1752の56、1753の1、1753の3、1753の5から1753の32まで、1753の101から1753の105まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第170号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字福永字坂ノ前58、字庵住谷363の1、365、366、字北ノ谷374、375、377の1、字倉ノ谷380の1、383、406、字北谷400の1、403の1、字伊屋谷410の6、410の28、410の29、字赤松谷東平414の1、字粥餅谷469、470、476、478、大字大杉字芭蕉651の1、字上鎌谷765の1、765の2、字深谷776、字西山808の1、808の6、808の7、字城内谷855、字生田平876の4、876の14、字栃谷884の2、885の1、886の1、大字野井倉字袋尻664の28、664の29、664の34、664の35、字興家686、字一向平ル688の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字福永字伊屋谷410の6、410の28、410の29、字赤松谷東平414の1、字粥餅谷469、470、476、478、大字大杉字芭蕉651の1、字上鎌谷765の1、765の2、字生田平876の4、876の14、字栃谷885の1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字福永字三郎谷361の1、字庵住谷367の1、368の1、字北ノ谷370から372まで、字倉ノ谷381、382の1、382の2、字滝ノ谷385の1、386の1から386の3まで、390の1、字北谷400の10、字赤松谷東平420の1、420の2、421の1、421の2、字向ヒラ441の1から441の3まで、447、字倉坂越460、字西ヒラ468、大字野井倉字袋尻664の1、664の8、664の9、664の16、664の17、664の22、664の23、664の54、字宮ノ谷361から363まで、365、大字三本杉字男女川西谷98、99、字男女川東谷105、107、108、字見平ラ113から115まで、字良津カフ西平ラ118、字良津カフ東平ラ125、130

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 171 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町小河内字麦ヶ谷643の1、字五郎比ヶ谷707の1、708の1、709の1、709の2、字柳田上エ735から738まで、739の1、739の2、740から742まで、字布瀬谷山774の1、774の2、774の4、774の6から774の12まで、774の14から774の16まで、字滝ヶ谷799の1、本郷字岩田1477、1478、1482、1483、字モチガ谷奥平ラ1875、字モチガ谷1878から1882まで、字御崎ノ谷1885、1886、榎市字竹ノ谷884、885、892、894、897の3、898、900

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

榎市字竹ノ谷884・897の3・898(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 172 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
日野郡日野町上菅字持ヶ滝1345の1から1345の10まで、1346の1から1346の3まで、1346の6、1347の1、1347の2、1348の1
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 2 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成19年1月30日付鳥取県告示第82号)の内容
(告示の内容)

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

福安 廣巳	鳥取市佐治町尾際字カキナル 275 の 4
光浪豊三郎	鳥取市佐治町尾際字北平ル場 830 の 2
福安 力藏	鳥取市佐治町尾際字北平ル場 830 の 9
長光 源吉	鳥取市佐治町尾際字名谷口 851 の 2
光浪 喜昭	鳥取市佐治町尾際字名谷口 851 の 4
大野 まさ	鳥取市佐治町尾際字本坂谷 969

田中 久吉	鳥取市佐治町尾際字本坂谷 970 の 1
徳永 定藏	鳥取市佐治町尾際字火打岩谷 976
福安 廣巳	鳥取市佐治町尾際字尾際谷平 1055
光浪 秀藏	鳥取市佐治町尾際字尾際谷平 1064
藤原牧五郎	鳥取市佐治町尾際字檜谷 1191
〃	鳥取市佐治町尾際字檜谷 1191 の 1
上田 金一	鳥取市佐治町河本字嵐谷 372
〃	鳥取市佐治町河本字嵐谷 372 の 3
岡村 章由	鳥取市佐治町つく谷字切石 654
下石惣太郎	鳥取市佐治町畑字イヤ谷ジッコウ平 399
〃	鳥取市佐治町畑字ヤキヤウ大谷平 415
上田 政藏	鳥取市佐治町高山字小屋場 423 の 4
中谷 徳藏	鳥取市佐治町高山字モチアグラ 433 の 118
小谷 松良	鳥取市佐治町高山字カタノツヤ平 977
〃	鳥取市佐治町高山字カタノツヤ平 977 の 1
上田 重藏	鳥取市佐治町高山字カタノツヤ平 989
中谷吉十郎	鳥取市佐治町高山字カタノツヤ平 995
上田 仁卿	鳥取市佐治町高山字カタノツヤ平 996
上田 保	鳥取市佐治町高山字アヲフ谷 1192 の 11
中谷 良雄	鳥取市佐治町高山字アヲフ谷 1192 の 14
谷口 惣一	鳥取市佐治町高山字萩鳴 1193 の 9
見上 克巳	鳥取市佐治町高山字杉ノ沢 1194 の 19
小谷 政雄	鳥取市佐治町津野字狼鳴 646 の 13
谷口 たけ	〃
谷口 和男	〃
本城伊佐子	〃
茂上 一實	〃
茂上 金治	〃
谷口 たけ	鳥取市佐治町津野字狼鳴 646 の 24 (次の図に示す部分に限る。)
谷口 和男	〃
本城伊佐子	〃
小谷 政雄	鳥取市佐治町津野字馬場尻 694 の 3
谷口 たけ	〃

谷口 和男	〃
本城伊佐子	〃
茂上 金治	〃
小谷 政雄	鳥取市佐治町津野字馬場尻 694 の 7
谷口 たけ	〃
谷口 和男	〃
本城伊佐子	〃
茂上 一實	〃
茂上 金治	〃
小谷 政雄	鳥取市佐治町津野字馬場尻 694 の 10 (次の図に示す部分に限る。)
谷口 たけ	〃
谷口 和男	〃
本城伊佐子	〃
茂上 一實	〃
茂上 金治	〃
茂上 一實	鳥取市佐治町津野字馬場尻 694 の 17
茂上 金治	〃
茂上 晴昭	鳥取市佐治町津野字馬場尻 694 の 41
谷口治三郎	鳥取市佐治町津野字中尾平 694 の 62 (次の図に示す部分に限る。)
谷口 善徳	鳥取市佐治町津無字瀧谷頭 851 の 2

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、

同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 2 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 1 月 30 日付鳥取県告示第 83 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

入沢 章文	東伯郡三朝町大字大谷字大峰 728 の 5
坂出菊太郎	東伯郡三朝町大字大谷字大峰 728 の 6
山口 清正	〃
田中 重春	〃
田中 芳一	〃
田中宗太郎	〃
田中信太郎	〃
渡部忠太郎	〃
山口 政勝	東伯郡三朝町大字大谷字大峰 728 の 16

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備えて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 三朝町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 2 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 2 月 2 日付鳥取県告示第 97 号）の内容

（告示の内容）

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

安住 敏雄	八頭郡智頭町大字大背字岡ノ奥 1352
〃	八頭郡智頭町大字大背字岡ノ奥 1353
〃	八頭郡智頭町大字大背字岡ノ奥 1354
〃	八頭郡智頭町大字大背字岡ノ奥 1355
〃	八頭郡智頭町大字大背字岡ノ奥 1356 の 1
〃	八頭郡智頭町大字大背字岡ノ奥 1357 の 1
村形恵美子	八頭郡智頭町大字大背字古寺谷 1385 の 1
三輪 章治	八頭郡智頭町大字大背字龍ヶ谷 1441 の 19

- (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 智頭町役場

- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 2 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 2 月 2 日付鳥取県告示第 98 号）の内容

（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

松本 達則	西伯郡伯耆町大内字見出 1029
神庭 信夫	〃
松本 達則	西伯郡伯耆町大内字王ノ上 1031 の 1
神庭 信夫	〃
松本 達則	西伯郡伯耆町大内字高所 1036 の 1
神庭 信夫	〃
松本 達則	西伯郡伯耆町大内字高所 1037 の 1
神庭 信夫	〃
松本 達則	西伯郡伯耆町大内字高所 1037 の 2
神庭 信夫	〃
松本 達則	西伯郡伯耆町大内字高谷 1038 の 1
神庭 信夫	〃
松本 達則	西伯郡伯耆町大内字高谷 1038 の 2
神庭 信夫	〃
松本 達則	西伯郡伯耆町大内字狼谷 1039 の 1
神庭 信夫	〃
松本 達則	西伯郡伯耆町大内字狼谷 1039 の 2
神庭 信夫	〃
松原 邦輔	西伯郡伯耆町大内字狼谷 1040
松本 達則	〃
神庭 信夫	〃
松原 邦輔	西伯郡伯耆町大内字足谷 1041 の 1
松本 達則	〃
神庭 信夫	〃
松本 達則	西伯郡伯耆町大内字足谷 1041 の 2
神庭 信夫	〃
松本 達則	西伯郡伯耆町大内字足谷 1041 の 3

神庭 信夫	〃
松原 邦輔	西伯郡伯耆町大内字足谷 1042 の 1
松本 達則	〃
神庭 信夫	〃
松本 達則	西伯郡伯耆町大内字足谷 1042 の 2
神庭 信夫	〃
松本 達則	西伯郡伯耆町大内字大平 1047
神庭 信夫	〃
松原 邦輔	西伯郡伯耆町大内字芝山 1057
松本 達則	〃
神庭 弘	〃
神庭 信夫	〃
松原 さだ	西伯郡伯耆町大内字芝山 1058 の 1
松原一太郎	〃
松原恒太郎	〃
松原荘三郎	〃
松原貞治郎	〃
松本安次郎	〃
松本 達則	〃
神庭虎治郎	〃
神庭 弘	〃
松原 さだ	西伯郡伯耆町大内字芝山 1058 の 3
松原一太郎	〃
松原恒太郎	〃
松原荘三郎	〃
松原貞治郎	〃
松本安次郎	〃
松本 達則	〃
神庭虎治郎	〃
神庭 弘	〃
松本 達則	西伯郡伯耆町大内字水頭 1060
神庭 弘	〃
神庭 信夫	〃

松本 達則	西伯郡伯耆町大内字水頭 1064 の 2
神庭 弘	〃
神庭 信夫	〃
松本 達則	西伯郡伯耆町大内字水頭 1065
神庭 弘	〃
神庭 信夫	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 伯耆町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 2 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 2 月 2 日付鳥取県告示第 99 号)の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

福原 光夫	日野郡日南町下阿毘縁字穴ヶ谷山 1 の 4
林 盛博	日野郡日南町下阿毘縁字穴ヶ谷山 1 の 13
木村 幹雄	日野郡日南町下阿毘縁字下鉦谷陰地山 1758 の 1 (次の図に示す部分に限る。)
木村 義明	〃

木村 博明	〃
木村 幹雄	日野郡日南町下阿毘縁字下鉦谷陰地山 1758 の 6
木村 義明	〃
木村 仁明	〃
木村 博明	〃
木村 幹雄	日野郡日南町下阿毘縁字下鉦谷陰地山 1758 の 7
木村 義明	〃
木村 仁明	〃
木村 博明	〃
前田 静子	日野郡日南町下阿毘縁字熊岩谷山 1806 の 16
木下 正知	日野郡日南町下阿毘縁字日向林 2160
木村 義明	〃
木村 博明	〃
木村 猛明	〃
船越 勝美	日野郡日南町宝谷字糠谷山 1173 の 1

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 日南町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成 19 年 2 月 27 日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	認可の期間	

有限会社呉島組 代表取締役 呉島 千鶴	倉吉市下余戸 149-2	倉吉市栗尾字箱谷南平二601-1 外16筆 (29,715平方メートル)	花崗岩及び風化花崗岩(真砂土) (200,557立方メートル)	平成19年1月17日から平成24年1月16日まで	平成19年1月17日
株式会社江美 砕石工業 代表取締役 中村 臣成	米子市日ノ出町一丁目13-34	日野郡江府町大字江尾字大平1647-1 外39筆 (175,362平方メートル)	安山岩 (434,092立方メートル)	平成19年1月29日から平成23年1月28日まで	平成19年1月29日

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

ア 一括調達案件

- (ア) 借入物品 ノート型コンピュータ 48 台
デスクトップ型コンピュータ 9 台
(イ) 購入物品 ソフトウェア 57 式

イ 企業局調達案件

- (ア) 借入物品 ノート型コンピュータ 28 台
(イ) 購入物品 ソフトウェア 28 式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成 19 年 5 月 1 日から平成 23 年 4 月 30 日まで

(4) 納入期限

平成 19 年 4 月 27 日（金）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品に係る 1 月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額に、次に掲げる契約の区分に応じて、それぞれに定める割合を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ア 一括調達案件に係る契約 85 分の 57

イ 企業局調達案件に係る契約 85 分の 28

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 18 年鳥取県告示第 162 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうちリース、レンタルに係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 3 月 8 日（木）午後 5 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。

- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 平成 19 年 2 月 27 日（火）から同年 3 月 22 日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

- (1) 一括調達案件に係る契約 鳥取県総務部行政経営推進課
- (2) 企業局調達案件に係る契約 鳥取県企業局総務課

4 入札手続等

- (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部行政経営推進課行政情報管理室

電話 0857-26-7613、7614 又は 7615

電子メールアドレス gyouseikeiei@pref.tottori.jp

- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432、7433

- (3) 入札説明書の交付方法

(1) の場所で平成 19 年 2 月 27 日（火）から同年 3 月 6 日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

- (4) 郵便等による入札

不可とする。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 3 月 22 日（木）午後 1 時 30 分

鳥取県庁第 2 会議室（鳥取県庁本庁舎地階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4 の（1）の場所に平成 19 年 3 月 14 日（水）午後 2 時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札書に記載した金額に 100 分の 105 を乗じて得た額に 12 月を乗じた金額の 100 分の 5 以上の金額を、1 の(6)のア及びイの区分に分別して、入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で、1 の(6)のア及びイの区分ごとに、鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、1 の(6)のア及びイの区分ごとに、入札書に記載した金額に 100 分の 105 を乗じて得た額に 12 月を乗じた金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供（1 の(6)のア及びイの区分ごとになされたものに限る。）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) この公告に示した調達に係る予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

(2) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(3) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|------------|------------------|
| 1 調達件名及び数量 | インターネット接続サービス 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成 19 年 2 月 6 日 |

- | | |
|------------------------|---|
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社インターネットイニシアティブ
東京都千代田区神田神保町一丁目 105 |
| 5 落札金額 | 15,262,800 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成 19 年 1 月 12 日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県総務部行政経営推進課
鳥取市東町一丁目 220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|------------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | パソコンシステムの賃貸借及び保守業務 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札者を決定した日 | 平成 19 年 2 月 2 日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社ケイズ
米子市両三柳 2864-16 |
| 5 落札金額 | 54,684,000 円（月額 1,139,250 円。消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成 18 年 12 月 8 日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県立倉吉総合産業高等学校
倉吉市小田 204-5 |